

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に係る手数料)</p> <p>第15条の3 国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「個人情報保護規程」という。)第46条の13の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 個人情報保護規程第46条の9の規定により<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者 21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額</p> <p>イ 個人情報保護規程第46条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)</p> <p>ロ <u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</p> <p>ハ <u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</p> <p>(2) 個人情報保護規程第46条の12第2項の規定により準用する同規程第46条の9の規定により<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者 次に掲げる<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該細分に定める額</p>	<p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に係る手数料)</p> <p>第15条の3 国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「個人情報保護規程」という。)第46条の13の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 個人情報保護規程第46条の9の規定により<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者 21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額</p> <p>イ 個人情報保護規程第25条において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)</p> <p>ロ <u>行政機関等匿名</u>加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</p> <p>ハ <u>行政機関等匿名</u>加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</p> <p>(2) 個人情報保護規程第46条の12第2項の規定により準用する同規程第46条の9の規定により<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者 次に掲げる<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該細分に定める額</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の改正に伴う改正</p>

<p>イ ロ以外の者 個人情報保護規程第 46 条の 9 の規定により当該<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者が同規程第 46 条の 13 の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>ロ 個人情報保護規程第 46 条の 9 (同規程第 46 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により当該<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円</p>	<p>イ ロ以外の者 個人情報保護規程第 46 条の 9 の規定により当該<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に関する契約を締結する者が同規程第 46 条の 13 の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>ロ 個人情報保護規程第 46 条の 9 (同規程第 46 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により当該<u>行政機関等匿名</u>加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円</p>	
--	--	--

附 則 (令和 4 年 11 月 7 日規程第 56 号)

この規程は、令和 4 年 11 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。